

岩手県告示第520号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成29年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 大崎の2
- 2 区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から15号までを順次結んだ線、標柱15号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成15年岩手県告示第17号）で指定した標柱（以下「旧標柱」という）2号を結んだ線、旧標柱2号と旧標柱1号を結んだ線、旧標柱1号と標柱16号を結んだ線、標柱16号から18号までを順次結んだ線及び標柱18号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
住田町	世田米	大崎	79番1	標柱8号及び11号
			97番1	標柱9号
			97番6	標柱10号
			78番2	標柱12号
			92番1	標柱13号及び14号
			94番	標柱15号
			78番6	標柱17号
		世田米駅	21番2	標柱7号
			39番1	標柱16号
			23番6	標柱18号